

と、同条第二項、第四項及び第五項並びに第七條第一項中「同条第一項」とあるのは「法第十七條の十一第一項」と、同項中「法第十二條第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に係る権限の代行等)

**第二十三條** 第八條及び第九條の規定は、法第十七條の十二第一項の規定により主務大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に係る権限の代行等。

第三項、とあるのは「法第十七條の十二第二項において準用する法第十三條第三項」と、第九條第一項中「法第十三條第四項」とあるのは「法第十七條の十二第二項において準用する法第十三條第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う地すべり防止工事に係る権限の代行等)

**第二十四條** 第十條から第十二條までの規定は、法第十七條の十三第一項の規定により主務大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う地すべり防止工事に係る権限の代行等。

第七條の十三第二項において準用する法第十四條第三項」と、第十二條中「法第十四條第四項」とあるのは「法第十七條の十三第二項において準用する法第十四條第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事に係る権限の代行等)

**第二十五條** 第十三條及び第十四條の規定は、法第十七條の十四第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川の改良工事に係る権限の代行等。

第五項中「法第十五條第三項」とあるのは「法第十七條の十四第二項において準用する法第十五條第三項」と、同条第二項、第四項及び第五項並びに第十四條中「同条第一項」とあるのは「法第十七條の十四第二項において準用する法第十五條第四項」と、同条中「法第十五條第四項」とあるのは「法第十七條の十四第二項において準用する法第十五條第四項」と読み替えるものとする。

(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行等)

**第二十六條** 第十五條から第十七條までの規定は、法第十七條の十五第一項の規定により国土交通大臣が施行する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行等。

第五項中「法第十七條の十五第二項において準用する法第十六條第三項」と、第十七條中「法第十六條第五項」とあるのは「法第十七條の十五第二項において準用する法第十六條第五項」と読み替えるものとする。

(土地改良法施行令の一部改正)

**第二條** 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一條の二中「又は第三項」を「若しくは第三項又は第十七條の七第一項若しくは第三項」に改める。

(厚生年金保険法施行令の一部改正)

**第三條** 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)の一部を次のように改正する。

第四條の二第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八條の二第一項に規定する公益社団法人福島相双復興推進機構

第四條の二第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 福島復興再生特別措置法第四十八條の三第七項に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者 同法第四十八條の二第一項に規定する公益社団法人福島相双復興推進機構及び国

附則

- (施行期日)
- この政令は、公布の日から施行する。
  - 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令の一部(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令(平成二十七年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
    - 第二條の二中「第四條の二第二項第五号」を「第四條の二第二項第六号」に改める。
  - 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令の一部改正(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令(平成二十七年政令第二百五十八号)の一部を次のように改正する。
    - 第一條の二中「第四條の二第二項第六号」を「第四條の二第二項第七号」に改める。

内閣官房令

○内閣官房令第五号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十二号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係内閣官房令の整備に関する内閣官房令を次のように定める。

平成二十九年五月十九日

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係内閣官房令の整備に関する内閣官房令

内閣総理大臣 安倍 晋三

**第一条** (寒冷地手当支給規則の一部改正)

寒冷地手当支給規則(昭和三十九年総理府令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八條の三第一項の規定により派遣されている職員

(人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の一部改正)

**第二条** (人事記録の記載事項等に関する内閣官房令の一部改正)

人事記録の記載事項等に関する内閣官房令(昭和四十一年総理府令第二号)の一部を次のように改正する。

第一條第三項第一号中「場合又は」を「場合、」に改め、「人事院規則一六五(職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣)第九條各号に掲げる場合」の下に「又は人事院規則一六九(職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣)第九條各号に掲げる場合」を加える。

(人事統計報告に関する内閣官房令の一部改正)

**第三条** (人事統計報告に関する内閣官房令の一部改正)

人事統計報告に関する内閣官房令(昭和四十一年総理府令第三号)の一部を次のように改正する。

第二條中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八條の三第一項の規定により派遣されている職員